

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおり随意契約を締結したので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和 3 年度 佐喜浜生活改善センター屋内清掃委託業務
(2) 契約締結日	令和 3 年 4 月 1 日
(3) 契約者氏名 (名称) 所在地	公益社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津 26 番地 5
(4) 契約金額	¥322,608
(5) 契約を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条第 1 項に該当するシルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格内であったため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津 2 5 番地 1 室戸市役所 産業振興課 Tel.0887-22-5119